

福岡県医発第2254号(保)
平成16年 3月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



政府管掌健康保険（政管健保）の医療費通知について

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導として、医療費の額等を被保険者に通知（医療費通知）しておりますが、今般、その指導実施要領（部長通知）が改められ、それに伴い、医療保険課長の通知が改められた旨別紙のとおり日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

従前は、2ヶ月分の診療結果を年2回通知されておりましたが、今回改められたのは、通知は従来どおり年2回ですが、内容が6ヶ月分の診療結果となります。（1年分の内容を年2回に分けて通知）

通知磁気は各社会保険事務所によって異なります。通知は従前どおり、事業所単位に各事業所あて通知されます。

なお、船員保険につきましては、従前どおり年2回、2ヵ月分を通知されます。

また、精神科に関するもの（従前どおり）、任意継続による診療通知する段階で被保険者の資格を喪失した者の分は医療費通知されません。





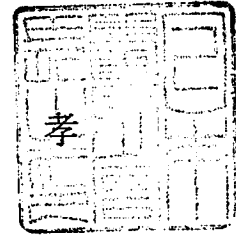
日医発第1008号(保178)

平成16年3月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄



政府管掌健康保険（政管健保）の医療費通知について

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導として、医療費の額等を被保険者に通知（医療費通知）しておりますが、今般、その指導実施要領（部長通知）が改められ、それに伴い、医療保険課長の通知が改められましたのでお知らせいたします。

従前は2か月分の診療結果を年2回通知しておりましたが、今回改められたのは、通知は従来どおり年2回ですが、内容が6か月分の診療結果となります。（1年分の内容を年2回に分けて通知）

通知時期は各社会保険事務所によって異なります。通知は従前どおり、事業所単位に各事業所あて通知されます。

なお、船員保険につきましては、従前どおり年2回、2月分を通知いたします。

また、精神科に関するもの（従前どおり）、任意継続による診療通知する段階で被保険者の資格を喪失した者の分は医療費通知いたしません。

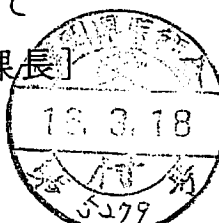
（添付文書）

1. 政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について

[平16.3.8庁保発第0308001号 社会保険庁運営部長]

2. 政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について

[平16.3.8庁保険発第0308001号 社会保険庁運営部医療保険課長]



『写』

庁保発第 0308001 号
平成 16 年 3 月 8 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部長
(公印省略)

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について

標記については、平成 2 年 9 月 1 8 日庁保発第 1 5 号通知により実施しているところであるが、別添のとおり「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導実施要綱」を定めたので通知する。

また、実施に当たっては、被保険者等の個人情報の保護に万全を期し、かつ、医師等と患者との信頼関係を損なうことのないよう配慮されたい。

なお、これに伴い、平成 2 年 9 月 1 8 日庁保発第 1 5 号は廃止する。

別添

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導実施要綱

1. 目 的

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）に対し、医療費の額等を通知することにより、被保険者等に健康に対する認識を深めさせ、ひいては医療保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

2. 通知の対象

政府管掌健康保険の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下同じ。）については12ヶ月分を通知の対象に、また、船員保険の診療報酬明細書、政府管掌健康保険及び船員保険の柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書については2ヶ月分を通知の対象とし、これらに基づく医療費の額等を被保険者等の分をまとめて被保険者に通知する。

3. 通知の内容

通知の対象となった診療報酬明細書の期間、診療年月（施術年月）、受診者名（施術を受けた者の氏名）、医療機関等名（施術者名）、入院・入院外・歯科・調剤・柔道整復師の施術の別、診療日数（施術実日数）、医療費の額

4. 通知の時期等

随時に実施するものとする。

『写』

庁保険発第 0308001 号
平成 16 年 3 月 8 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について

標記については、平成 2 年 9 月 1 8 日庁文発第 2 3 2 1 号通知により取り扱われて
いるところであるが、本日、庁保発第 0308001 号をもって、運営部長から貴職あて通
知されたことに伴い、取扱いを下記のとおりとしたので通知する。

なお、これに伴い平成 2 年 9 月 1 8 日庁文発第 2 3 2 1 号は廃止する。

おって、社会保険オンラインシステムに係る業務処理の取扱いについては、別途、
社会保険業務センターから通知することとしているので申し添える。

また、当該事業の実施にあたって、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会
へは、当職より説明済みであることを申し添える。

記

1 目的

本事業は、医療費の額等を通知することによって、被保険者及びその被扶養者(以
下「被保険者等」という。)に対し、被保険者等の医療のために保険からその費用
が支払われ、健康の維持のために役立っていることを具体的に理解して貰うもので
あること。

また、本事業を通じて、健康の大切さについて関心を高め、健康管理の必要性をより一層自覚して貰い家庭や職場での健康づくりの意識の高揚を図り、これにより医療保険事業の健全な運営に資することにあること。

2 通知の対象等

- (1) 政府管掌健康保険の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下同じ。）については12ヶ月分を対象に、また、船員保険の診療報酬明細書、政府管掌健康保険及び船員保険の柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書（以下「船員保険の診療報酬明細書等」という。）については2ヶ月分を対象とし、これに基づく医療費の額等を被保険者あてに通知すること。

ただし、通知時において既に被保険者資格を喪失している者、任意継続被保険者、精神科の受診に係る診療報酬明細書及び「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について」（昭和60年7月31日庁文発第2539号）に基づき実施される通知の対象となる診療報酬明細書については、通知の対象から除くこととする。

- (2) 通知方法は、地方社会保険事務局管内一斉又は地域別等に分割して実施すること。

3 通知書の様式

政府管掌健康保険の診療報酬明細書に係る通知書については、別途、社会保険業務センターから通知される様式に基づき作成すること。

なお、作成に当たっては、別添1を参考とし以下の点に留意すること。

- (1) 被保険者等の個人情報の保護を図る観点から、「親展」を表示すること。
- (2) 本事業を効果的に実施するため通知書に「適正な保険診療の受け方」等を記載すること。

また、船員保険の診療報酬明細書等に係る通知書については、政府管掌健康保険の診療報酬明細書に係る通知書に準じて作成すること。

4 事務処理方法等

(1) 通知書の作成

通知書の作成に当たっては以下のとおりとする。

- ① 政府管掌健康保険の診療報酬明細書に係る通知書については、1回の実施につき、原則、6ヶ月分を対象とすること。
- ② 船員保険の診療報酬明細書等の記入に当たっては、診療報酬明細書又は柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書1件につき1行用いること。

なお、柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書に係る通知書の作成に当た

っては、当該申請書の写を用いることにより平常業務に支障のないようにすること。

(2) 送付方法

通知書は事業主又は船舶所有者（以下「事業主等」という。）を経由して被保険者あてに被扶養者分も含めて送付し、事業主等に対する配布依頼状（別添2を参考）を同封すること。

(3) 照会への対応

被保険者等からの通知に関する照会に対しては、通知書の記載事項の内容に限り対応することとし、傷病名、処置及び薬剤名等診療内容については、医師等と患者との信頼関係を損ねることにもなりかねないこと等から応じないものとする。

また、当事者以外の者（事業主等）からの照会については、被保険者等の個人情報保護の観点から一切応じないものとする。

5 実施にあたり留意すべき事項

- (1) 本事業は、政府管掌健康保険及び船員保険の保険者としての立場から、被保険者等に対し健康に対する認識を深めて貰うために実施するものであることに十分留意すること。
- (2) 通知書の作成及び送付等に当たっては、被保険者等の個人情報の保護に万全を期すとともに、医師等と患者との信頼関係を損なうことのないよう十分配慮すること。

6 その他

(1) 実施計画の提出

本事業等の実施について、別添3「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導実施計画書」により、毎年4月15日までに当課あて提出すること。

(2) 実施結果の報告

本事業等の実施結果について、別添4「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導実施結果報告書」により、毎年翌年の5月20日までに当課あて提出すること。

7 施行時期

平成16年3月

別添 1

～ 通知書へのお知らせ記載例 ～

[表面]

医療費についてのお知らせ		親 展
被保険者証の記号・番号	被保険者氏名 様	
処理年月 平成 年 月 ～ 平成 年 月		〇〇社会保険事務局事務センター

あなたやご家族の方々が病気やケガのため健康保険で診療を受けられた場合、健康保険から医療機関等へ支払われる医療費は、あなたや事業主の方々が負担された保険料と国からの補助金によってまかなわれています。

この貴重な保険料等を有効に使うためにも、一人一人が自分の健康管理に十分心がけるとともに、正しい保険診療の受け方について注意していくことが必要です。

～ お知らせについての説明 ～

- ① このお知らせは、受診後医療機関等からの請求に基づき、支払が行われた医療費について記載されています。(医療機関等からの請求が遅れる場合等があるため、同じ月に受診しても支払いは別の時期になることがあります。)
- ② 医療費の額のうち、7割に相当する額が健康保険から医療機関等へ支払われています。
- ③ 医療費の額には、入院時の室料差額等の保険外負担の額は含まれていません。
- ④ 通院の日数には、医療機関等へ電話等で治療上の意見を求め指示を受けた場合も日数に含まれていることがあります。また、薬局については薬を受けた回数をお示してあります。

～ 適正な保険診療の受け方 ～

- 工作中的のケガや仕事に起因する病気は、健康保険では治療できません。
(これらのケガや病気の治療は、労働者災害補償保険等によることとなります。)
- 診療を受けるときは、その都度被保険者証を保険医療機関等の窓口になず提出しましょう。
- 急病でない限り、診療時間内に診てもらいましょう。
- みだりに注射やクスリを注文することはやめましょう。
- 病院などを転々とするのは一貫した治療が得にくくなり、病気の回復を遅らせることにもなりかねません。
- 交通事故などで被保険者証を使ったときは、すぐ社会保険事務所に届け出ましょう。
- 退職したときは、ご家族の分も含めて全ての被保険者証をすぐに返納しましょう。

このお知らせに関する照会については、下記あて問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

〇〇社会保険事務局事務センター
住所
電話

あなたとご家族の方々が健康保険で受診され、支払が行われた医療費の額等は次のとおりですのでお知らせします。

[illegible]

〔裏面〕

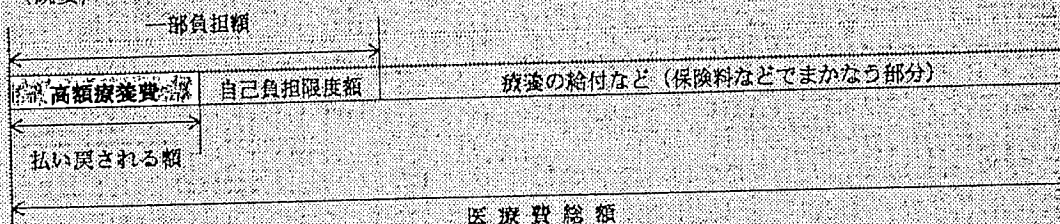
(必要に応じその他のお知らせ欄として使用(内容については社会保険事務局単位に作成))

〔例〕

高額療養費制度について

被保険者と被扶養者の方が支払った1ヶ月の一部負担額が、一定額を超えたときは、超えた額を被保険者が請求することで払い戻される制度があります。
支給対象となる場合は、高額療養費支給申請書を社会保険事務所へ提出して下さい。

〔概要〕



〔計算方法〕

一部負担額 一、自己負担限度額

※ 上記計算方法はケースによって異なりますのでご留意願います。

(一定額(自己負担限度額)(参考例))

区分	高齢受給者証を所持している人が1月に医療機関ごとに負担している場合の自己負担限度額		高齢受給者とそれ以外の方が、1月に医療機関ごとに21,000円以上負担している場合の自己負担限度額		年4回目から
	個人ごと	世帯ごと			
一定以上所得	40,200円	72,300円+(医療費-361,600円)×1% [年4回から40,200円]	上位所得者	139,800円+(医療費-466,000円)×1%	77,700円
			一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1%	40,200円
一般	12,000円	40,200円	上位所得者	139,800円+(医療費-466,000円)×1%	77,700円
			一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1%	40,200円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者	86,400円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円			

※ 「一定以上所得者」とは、被保険者の報酬月額が28万円以上の方などをいいます。

※ 「上位所得者」とは、被保険者の標準報酬月額が56万円以上の方などをいいます。

※ 上記のほかに、慢性腎不全の方などの自己負担限度額が異なる場合があります。

支給するにあたり、医療機関などに確認するため、一定期間かかる場合がありますので、ご留意願います。